

資料

ドイツにおける動物保護法の生成と展開

—付・ドイツ動物保護法（翻訳）—

浦川道太郎

I 動物保護の歴史的経緯

1 動物保護協会の設立と動物虐待罪の制定

ドイツ人は、永く農牧兼業を基本的な生活形態としてきたため、動物との接触が深く、またグリム童話に動物に関わる話が多く採録されているように、昔から大きな関心を動物に対して示してきた。このような国民性を反映して、ドイツでは、動物保護の動きも活発であり、1837年には、イギリスに次いで2番目であるが、ヨーロッパ大陸諸国では最初の動物保護協会がシュトゥットガルトの都市教区牧師アルベルト・クナップ（Albert Knapp）により創設されている。

ドイツにおける近代的な動物保護の法制度は、19世紀に、領邦国家であるザクセン、バイエルンやプロイセンの法律に動物虐待罪が規定されたのが嚆矢であるが、同様の規定は、統一されたドイツ帝国の1871年ドイツ刑法典360条13号にも採用された。この規定によると、「公然と又は不快感を生じさせるような仕方(2)で動物を意地悪く虐待し又は粗暴に取り扱った者」は、軽犯罪（Uebertretung）として150マルクの罰金または拘留（Haft）(3)の刑罰を受けるものとされている。

右の1871年ドイツ刑法典の動物虐待罪は、「公然と又は不快感を生じさせるような仕方（öffentlich oder Aergerniß erregender Weise）」という語句にも現れているように、一般人の感情に著しい不快感を与えるような動物の虐待を処罰しており、その意味では、動物自体の保護というよりは、人の感情を保護するもので、人間中心的な動物保護（anthropozentrischer Tierschutz）(4)と評価されるべきものであった。

2 ナチス政権下における動物関係法令の整備

ヒトラーは1933年1月に政権を掌握したが、ナチスは、その後のドイツにおける動物保護の基礎となる法制度を矢継ぎ早に打ち出した。その1つの端緒は、1933年5月26日の刑法改正であるが、ここでは、前述した1871年の刑法典に定める動物虐待罪から「公然と又は不快感を生じさせるような仕方」という要件を削

除し、人の情緒的感情を護るための動物保護から、動物を「それ自体として保護する」姿勢に転じた。⁽⁵⁾そして、動物自体を保護する考え方に基づく法制度は、1933年11月24日に公布されたライヒ動物保護法 (Reichstierschutzgesetz) において体系化されるに至った。

ライヒ動物保護法は、第1章「動物虐待」、第2章「動物保護のための諸規定」、第3章「生きた動物への実験」、第4章「刑罰規定」、第5章「終末規定」の構成を持ち、全部で15カ条からなる。この法律の規定は、現行法の基点をなす1972年の動物保護法にほぼ受け継がれており、その意味では、文化的に形成されてきた動物に対するドイツ人の民族的観念が表現されているということが出来る。しかし、この法律とほぼ同時に制定された動物の殺害・屠殺に関する諸法令⁽⁷⁾には、ナチスの人種差別的なイデオロギーも色濃く現れている。すなわち、1933年4月21日に公布された動物屠殺に関する法律 (Gesetz über das Schlachten von Tieren) 及びその法規命令は、ドイツ国内に統一的にかつ包括的に温血動物を事前に気絶させることなく屠殺すること (Schlachten ohne Betäubung)⁽⁸⁾を刑罰をもって禁止し、これによりユダヤ人の宗教的な「コーシャ屠殺」⁽⁹⁾を抑圧しようとする内容を含んでいたのである。

このように、ナチスの政権下に直接的・間接的に動物保護に関わる法令が多く制定されたが、その内容は、ドイツ人の文化的民族的な動物に対する観念とともに人種的イデオロギーも多分に含まれていた。⁽¹⁰⁾そのため、現在の動物保護に関わる法令は、この時代に制定・整備された法令に基礎を置くものの、内容的に多くの見直しがおこなわれている。

3 動物保護法の制定

第2次大戦後、ボン基本法のもとにドイツ連邦共和国が成立したが、前述したライヒ動物保護法の動物虐待罪の規定は連邦法として、またその余はラント法 (州法) として効力を持続した。

しかし、50年代中頃になると、議会の内外に、戦前の動物関係諸法令を統一して1つの新たな法典に纏めようとする運動が起こり、60年代に幾つかの草案ないし法案が提案される。これらの草案・法案は、動物保護の重点を動物虐待禁止という刑法的側面から動物の適切な取扱い方を定めるという行政法的側面に移動させる内容を持つものであった。⁽¹¹⁾

動物保護に関する包括的な新法典は、1971年3月に基本法74条 (連邦の競合的立法権) 20号の規定に「動物保護」を付加して連邦の立法権限に関する疑念を解消したうえで、1972年に動物保護法 (Tierschutzgesetz [1972年7月24日公布]) が制定されることで結実した。この法律は、戦後になって連邦と州の法律に分散す

ることになった動物保護関係諸法令を整理して纏めるとともに、近年になって顕著になった大量家畜飼育、長距離家畜輸送、システム化された動物実験、および国際的な動物保護の動きに配慮して、動物に対する人間の責任を明確化する倫理的な内容を持つものである。そして、これは1986年と1998年の大改正を経て、動物保有・取引に関する規則制定権の連邦政府への授権、動物実験の制限、動物取引・実験動物の飼育等に対する許可義務の導入、国際的な動物保護規則への対応などをおこない、現在に至っている。なお、現行の動物保護法は、1998年の改正後に条文を整理して新たな版の形で公布されたものである（動物保護法の詳細は後述）。

4 動物保護に関する民法改正と憲法改正

①民法改正 動物保護法は、1986年の改正により、動物について、人が保護と配慮の責任を負っている人間と同じ被造物（Mitgeschöpf des Menschen）であり、痛みを感じる生き物であると規定したが（動物保護法1条）、この見解に対応して、「物（Sachen）」概念のもとに動物を包摂していた民法典の規定を見直す法改正が実施された。

1990年8月20日の民法典中の動物の法的地位の改善に関する法律は、民法第1編総則第2章の表題を「物」から「物、動物」に変えるとともに、「動物は物ではない」と定める民法90a条を挿入した。また、これとともに、民法251条2項2文と同903条2文の新設もおこなわれている。前者は、金銭賠償に関する条文において、傷ついた動物の治療費用が動物の実質的な価値以上になっても、賠償額が動物の価格に制限されることなく、治療費全体の賠償請求が可能であることを確認したものである。また、後者は、所有権の内容を定める条文で、動物に対する所有権を認めるとともに、所有者の義務を明確にしたものである。⁽¹²⁾

②憲法改正 前述したように、ドイツの憲法である基本法は、1971年の改正により連邦の競合的立法権限に「動物保護」を追加していたが（基本法74条20号）、近年になって、既に国家目標とされていた「自然的生活基盤（環境）」保護（基本法20a条）に、動物保護も加えるべきであるとの動物保護団体や市民の声が強まっていた。これは、動物保護の価値を憲法上保護された学問・研究の自由などと同等の地位に置き、不必要な動物実験などの禁止に憲法上の明確な基礎を提供しようとするものであり、連立与党（社会民主党 [SPD]、90年同盟・緑の党）の主張でもあった。この提案は、一度は、野党（キリスト教民主・社会同盟 [CDU/CSU]）の反対に遭って、憲法改正に必要な連邦議会の3分の2の賛成に得られず否決されたものの、⁽¹³⁾36万人の署名など市民運動の圧力もあって、野党も同意する側に回ったために、2002年に憲法改正として可決されることになった。

II ドイツにおける動物保護の法制度

ドイツにおける動物保護の法制度は、右に述べたように発展してきたが、以下では、現行の法制度がどのように動物保護を図っているかを概観することにした。

1 憲法と動物保護

憲法である基本法には、74条20号と新たに改正された20 a 条に動物保護に関する規定がある。

①基本法74条 基本法74条は、連邦の競合的立法権限を定めるものであり、1971年に20号に「動物保護」が付け加わったことで、動物保護に関する包括的な立法である動物保護法を連邦議会が制定する根拠が与えられることになった（前述 I 3 参照）。これにより、現在では、ドイツの動物保護関係法は、ほとんどが動物保護法などの連邦法とそれに基づき発せられた法規命令等により規定されており、州法に残された分野は動物の衛生や健康面での予防的措置に限られている。

なお、動物保護法と関係法令の執行のための行政事務は州の主務官庁に委ねられており（動物保護法15条1項1文）、州は固有の行政事務としてそれを実施している（基本法83条）。

②基本法20 a 条 基本法20 a 条は、2002年に改正され、従前の規定に新たに「動物」という語を加えることで、動物保護を国家目標として確認した（前述 I 4 参照）。動物保護を国家目標とする新たな基本法20 a 条は次のような規定である。

「国は、来るべき世代に対する責任を果たすためにも、憲法に適合する秩序の枠内において立法を通じて、また、法律及び法の基準に従って執行権及び裁判を通じて、自然的生活基盤及び動物を保護する。」

右の基本法改正以前においても、連邦憲法裁判所は、実効的な動物保護は原則的に公共の利益に関わるとし、動物に対して「合理的な理由なしに」「避けられない程度」を超えて「痛み、苦痛又は傷害」を与えてはならないとする現行動物保護法の指導理念の適用により、国民の行動の自由も制限されると判断していた。しかし、他方において、動物保護をどのようにおこなうかは専ら立法者の自己責任に基づく判断にかかっていると述べていた（BVerfGE.36,47,57ff.）。そして、連邦行政裁判所は、現在のところ、基本法からみると、動物保護には何ら憲法上の地位が認められないとも判示していたのである（BVerwGE 105,73,81）。こ

のため、憲法上の地位が認められた学問・研究・教授の自由と動物保護が対立する動物実験の許容性が争われる場面や、憲法上の地位が認められた信仰の自由と動物保護が対立する「典礼に従う畜殺（Schächten）」（動物保護法4 a条2項2号）の許容範囲が争われる場面では、両者が同一の基準⁽¹⁴⁾で比較衡量されることなく、動物保護に欠けた結論になるとの批判が強⁽¹⁴⁾くあった。このような批判に対応して改正された基本法20 a条には、既に認められた基本権と同等のレベルで動物保護⁽¹⁵⁾を扱い、それにより動物実験等の規制を強化する作用が期待されている。

2 行政法と動物保護

動物保護のための各種の行政的な規制は、動物保護法と関連法規命令等に包括的に定められている。動物保護法の⁽¹⁶⁾大略は次のようなものである（詳細については、「付録」に訳出した動物保護法を参照）。

①届出義務 認可を必要としない動物実験（動物保護法8 a条）、教育目的のための動物に対する侵襲・措置（同10条2項1文）、医薬品・食品・食品添加物等の製品・原材料を産出する目的での生物工学的な脊椎動物に対する侵襲・措置（同10 a条2項）、脊椎動物の内臓摘出等（同6条1項5文）については、届出義務がある。届出義務により、州の主務官庁は情報を取得でき、検討を加えて、動物保護に欠けると認められるときには、それらの行為を禁止することもできる（例えば、同8 a条5項参照）。

②認可義務・許可義務 動物保護にとって重大な、または、長期的に影響を持つ行為については、実施者に主務官庁の認可ないし許可を受ける義務が課されている。認可・許可義務があるものとしては、気絶させず実施する典礼に従う畜殺（Schächten）の認可（同4 a条2項2号）、利用との関係でおこなう動物への侵襲の許可（同6条3項）、動物実験の認可（同8条、9条2項7号2文）、動物の飼育・保有・取引の許可（同11条）等がある。認可・許可義務の存在は、原則的には禁止される行為を主務官庁の判断により例外的に許容するものである。州の主務官庁は、動物保護の要件が満たされる場合には、認可・許可を与えねばならない。その点では、羈束裁量である。また、必要がある場合には、制限付きの認可・許可を与えることもできる。

③国家的監視 有益動物の保有、屠殺施設、動物実験施設、サーカス等に対しては、国家による監視があり（同16条）、施設が主務官庁の定める基準を遵守しているかが確認されるものとしている。なお、施設経営者の自主監視体制としては、動物実験施設における動物保護受託者による監視がある（同8 b条）。

3 民事法と動物保護

1990年の民法典中の動物の法的地位の改善に関する法律（前述 I 4 ①参照）により、民法90 a 条が民法典に挿入され、次の条文が加わった。

「動物は物ではない。動物は特別法により保護される。特別の定めがない限り、動物には物に関する規定が準用される。」

この民法典の新規定は、動物は物として扱わないことを明らかにしたが（第1文）、物と同様に扱うことを認めており（第3文）、自然人・法人と同様の権利主体性（法人格）を動物に認めたものではない。それゆえ、本規定の意義について、1文に重点を置いて解釈するか、3文に重点を置いて解釈するかで相違が生じ、本規定の意義については争いがある⁽¹⁷⁾。しかしながら、本規定と後述する903条2文により、動物の所有者といえども動物を他の動産のように自分の自由勝手に取扱い・処分してはならないことは明らかになったといえよう。

前記の1990年の法律は、さらに民法251条2項2文と同903条2文の新規定も新設している。

前者は、「傷ついた動物の治療により生じた費用が、その動物の価値を著しく超えるときにも、その費用は過分ではない」と定めるものであり、傷ついた動物の治療費用が動物の実質的な価値以上になっても、賠償額が動物の価格に制限されることなく、治療費全体の賠償請求が可能であることを確認したものである。それにより、動物の生命維持が図られ、動物に対する飼い主の愛着利益（Affektionsinteresse）も護られることになる。また、後者は、所有権の内容を定める条文に「動物の所有者は、その権能を行使するにあたって、動物保護のための特別規定を遵守しなければならない」とするもので、動物に対する所有権を認めるとともに、所有者の義務を明確にしたものである。

強制執行法との関係では、債務者の生活や動物と共生する利益を配慮して、民事訴訟法811条は、債務者およびその家族等を養うに必要な限りで、「限られた数の小動物並びに乳牛1頭又は債務者の選択に従いこれらに代えて合計2頭の豚、山羊若しくは羊」を差押禁止物と規定し、また、同811 c 条は、家庭内で保有され、営業目的で保有されていない動物も差押禁止物と規定している。さらに、1997年の民事訴訟法の改正では、強制執行の例外的な制限を決定する際に、動物に対する強制執行では、「動物に対する人間の責任」を考慮に入れて執行裁判所が判断することを求める規定が挿入されている（民事訴訟法765 a 条1項3文）。

4 刑法と動物保護

ドイツでの動物保護は、刑法典への動物虐待罪の導入により開始された（前述 I 1 参照）。現行法では、倫理的な動物保護の視点に基づき、動物保護法17条に

において、合理的理由なしに脊椎動物を殺害した者、粗暴な行為により著しい痛み・苦痛を脊椎動物に与えた者、または、比較的長期間持続し、反復する著しい痛み・苦痛を動物に与えた者は、3年以下の自由刑、または罰金に処されるものと規定されている。その他の特別法でも、連邦狩猟法は、禁猟期間に野生動物を狩猟すること、および、子どもの生育に必要な期間内に親たる野生動物を狩猟することに対して、5年以下の自由刑または罰金に処すとしている（連邦狩猟法38条1項2号、3号）。

なお、民法改正により動物は物ではないとされたものの、刑法上は、動産と同様の保護を受けるものとされ、財産犯の保護客体になる。このため、窃盗（刑法242条）などの財産領得罪の対象となり、また、器物損壊罪（同303条以下）などの財産毀棄罪の対象にもなる。密猟・密漁も処罰されるものとされている（同292条、293条）。

ところで、動物保護とは直接に関係はないが、動物に関わる刑罰としては、2001年4月12日の危険な犬の撲滅のための法律により刑法143条が挿入され、州法により定められた危険な犬の飼育・販売の禁止に違反した者等は2年以下の自由刑または罰金に処されることになった。

III 国際条約およびヨーロッパ連合の法令と動物保護

1 国際条約

ドイツは、多国間の国際条約である、1973年3月3日の「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」、1979年6月23日の「移動性野生動物の保全に関する条約（ボン条約）」、1979年9月19日の「ヨーロッパにおける特定の野生動植物とその生息地の保全を確保に関する条約（ベルン条約）」、および1971年2月2日の「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」の加盟国である。

2 ヨーロッパ評議会（Council of Europe）と動物保護

東西ヨーロッパという広い領域で政治・経済・社会・文化等の協調関係を形成するために設立されたヨーロッパ評議会は、現在44カ国が加盟し、日本もオブザーバーとして参加している。このヨーロッパ評議会が採択した動物保護に関わる条約の中で、ドイツの立法機関が同意して国内法としての効力を承認したものには、「国際的な輸送における動物保護に関するヨーロッパ条約」（BGBl 1975 II S60）、「農業上の動物保有における動物の保護に関するヨーロッパ条約」（BGBl 1978 II S868）、「屠畜動物の保護に関するヨーロッパ条約」（BGBl 1984 II S327）、

「実験及びその他の学問的目的のために使用される脊椎動物の保護に関するヨーロッパ条約」(BGBI 1991 II S740)、「ペットの保護に関するヨーロッパ条約」(BGBI 1992 II S12)がある。

3 ユーロッパ連合 (European Union)

ヨーロッパ共同体設立条約に対する「動物保護及び動物の健全に関する議定書⁽¹⁸⁾」により、「農業、交通、域内市場及び研究の領域における共同体の政策の確定と実施に際しては、共同体と加盟国は、動物の健全の要請に全面的に配慮するものとする。共同体と加盟国は、この際、特に宗教的儀式、文化的伝統及び地域の遺産に関する加盟国の法規定・行政規定及び慣習に配慮するものとする。」と規定されている。このヨーロッパ連合の動物保護の目標は、ドイツにおける倫理的な動物保護の考え方と一致するものであり、共同体設立条約と一体となってドイツを拘束するものでもある。

ヨーロッパ連合の閣僚理事会は、加盟国による国内法化手続を必要とする下記のような動物保護に関する指令を発しており、ドイツも、これら指令については国内法的効力を生じさせる手続を完了している。

- ①1986年11月24日の「実験及びその他の学問的目的のために使用される動物の保護に関する加盟国の法規定・行政規定の調和のための閣僚理事会の指令」(86/609/EWG ABI Nr L340 S17)
- ②1988年3月7日の「ゲージにおける産卵鶏の保護のための最低要求の確定に関する閣僚理事会指令」(88/166/EWG ABI Nr L74 S83)
- ③1991年11月19日の「輸送の際の動物の保護に関する閣僚理事会の指令」(91/628/EWG ABI Nr L340 S17)
- ④1991年11月19日の「子牛の保護のための最低要求に関する閣僚理事会の指令」(91/629/EWG ABI Nr L340 S28)
- ⑤1991年11月19日の「豚の保護のための最低要求に関する閣僚理事会の指令」(91/629/EWG ABI Nr L340 S33)
- ⑥1998年7月20日の「農業用有益動物の保護に関する閣僚理事会の指令」(ABI Nr L221 S23)

*本稿の元になる原稿は、ペット六法編集委員会『ペット六法 用語解説・資料編』(誠文堂新光社、2002年)のために書き下ろしたものである。しかし、同社は著者による校正を経ずに出版をし、筆者は、この出版物に責任を負うことができない状態に陥った。このため、本誌に元の原稿に若干の加筆をしたものを掲載することにした。誠文堂新光社には既に申入れをし、了解を得ているが、「ペッ

『ト六法』の今後の版からは本稿の元になった筆者の執筆部分は削除され、今後は本誌に掲載した小稿を筆者の著作とする。

注

- (1) 動物保護協会 (Tierschutzverein) は、現在ではボンに所在するドイツ動物保護連盟 (Deutscher Tierschutzbund) を全国組織として、ドイツ全土719箇所に創設されており、80万人を超える会員を擁している。動物保護協会は、一般的な意味での動物保護活動を実施しているが、特に、迷い犬猫 (捨て犬猫) の収容と飼い主への返還 (新たな飼い主の斡旋) を含め、保護を要するあらゆる種類の動物の緊急的・一時的収容と看護・医療措置をおこなう動物収容施設 (Tierheim) を設置・運営している。なお、動物収容施設の運営指針として、ドイツ動物保護連盟は、1995年に動物収容施設規則 (Tierheimordnung) を制定している (この規則は、ドイツ動物保護連盟のホームページに掲載されている)。
- (2) Lorz/Metzger, Tierschutzgesetz 5. Aufl., 1999, S. 53.
- (3) Rüdorff, H., Strafgesetzbuch für das Deutsche Reich nebst den gebräuchlichen Reichsstrafgesetzen 13. Aufl., 1885, S. 158.
- (4) Lorz/Metzger (oben 2), S. 53.
- (5) 1933年5月26日の刑法改正法における動物虐待罪 (第145 b 条) は、「動物を粗暴に取扱い又は意図的に虐待した者は6月以下の軽懲役又は罰金に処する」という内容であった。
- (6) ナチス政権下に制定されたライヒ動物保護法の翻訳は、ボリア・サックス (関口篤・訳) 『ナチスと動物』 (青土社、2002年) の付録1 (269頁以下) に掲載されている。この法律における動物虐待罪 (第9条) は、刑法の動物虐待罪に代わるものであり、「動物を不必要に虐待し又は粗暴に取り扱った者は、2年以下の軽懲役若しくは罰金に処し、又は両刑を併科する」と規定していた。
- (7) ナチス政権下で制定された動物保護及び動物の殺害・屠殺に関する法令については、サックス・前掲書 (前注6) の付録2 (277頁以下) に年表がある。なお、動物の「殺害 (Tötung)」、「屠殺 (Schlacht)」という訳語はあまり適切ではないが、動物一般を死亡させること、及び食用等の目的のために家畜を含む動物を死亡させることを表現する他の適当な単語もないため、本稿では、これらの訳語を用いる。
- (8) 「Betäubung」という用語は、ときに「麻酔」と訳されるが、正確には、動物の殺害・屠殺に際して苦痛を感じさせないように槌の打撃・銃撃・電気ショック・ガスなどの手段で動物の意識を事前に喪失させることをいう。そのため、本稿では「気絶させる」と訳すことにした。なお、動物実験では「麻酔」と訳すことで問題はないために、「麻酔」の訳語を使用した。
- (9) ユダヤ人のおこなう「コーシャ屠殺」は、旧約聖書の「動いている命あるものは、すべてあなたたちの食糧とするがよい。わたしはこれらすべてのものを、青草と同じようにあなたたちに与える。ただし、肉は命である血を含んだまま食べてはならない。」 (創世記9・3～4) にあるように、生命が宿っている血を食することは生き物を創造した神への冒瀆とみるユダヤ教の教えに従うものであり、ショヘットと呼ばれる屠畜人が戒律に基づき動物の喉類を切り動物を事前に気絶させることなく血を抜いて失血死させるものである。なお、ほぼ同様の屠殺法は、ムスリム (イスラム教徒) もおこなっている。
- (10) ナチスと動物保護法の関係については、サックス・前掲書 (前注6) 169頁以下に興味深

い指摘があり、また、青木人志『動物の比較法文化』（有斐閣、2002年）151頁以下にも詳しい考察がある。なお、ナチス政権下で発令された1936年1月14日の「生魚その他の冷血動物の殺害、及び保管に関する命令（Verordnung über das Schlachten und Aufbewahren von lebenden Fischen und anderen kaltblütigen Tieren）」の内容について検討し、ドイツ人と日本人の感覚の差異から比較法研究の注意点を指摘するものとして、山田晟『立法学序説』（有斐閣、1994年）167頁以下も参照。

- (11) Lorz/Metzger (oben 2), S.54.
- (12) 椿久美子「ドイツのペット法事情」法時73巻4号（2001年）17頁。
- (13) 山口和人「動物保護に関する基本法改正案、連邦議会で否決」ジュリ1185号（2000年）90頁。
- (14) Bundesministerium für Verbraucherschutz, Ernährung und Landwirtschaft, Tierschutzbericht 2001, II 1.1なお、この「動物保護報告書（Tierschutzbericht）」は、連邦消費者保護・食糧・農業省のホームページ（<http://www.verbraucherministerium.de/>）から入手することができる。
- (15) 基本法20 a 条改正の経緯については、山口・前掲注(13)参照。
- (16) 動物保護法のもとで発せられている命令には、次のようなものがある。なお、下記の公布日以降において、命令には改正が加えられているものもある。
 - ①1974年6月6日の自由空間における犬の保有に関する命令
 - ②1987年6月23日の連邦食糧・農業・林業大臣のもとにおける動物保護委員会に関する命令
 - ③1988年5月20日の実験動物に関する記録とその標識に関する命令
 - ④1997年12月22日の飼育の際の子牛の保護のための命令
 - ⑤1997年3月3日の屠殺又は殺害に関わる動物の保護のための命令
 - ⑥1999年6月11日公布版での輸送に際しての動物保護のための命令
 - ⑦1999年11月4日の実験目的又は特定の他の目的のために使用される脊椎動物の登録に関する命令
 - ⑧2000年2月9日の動物保護法の施行のための一般的行政規定
- (17) 椿・前掲注(12)17頁参照。
- (18) Amtsblatt nr. C 340 vom 10/11/1997 S. 0110

(浦川道太郎)

「付録」 動物保護法

2001年4月12日の危険な犬を撲滅するための法律（連邦官報第I部530頁）第2条により変更された1998年5月25日公示の正文における（連邦官報第I部1105頁、1818頁）

第1章 原則

第1条〔法律の目的〕

この法律は、同じ被造物としての動物に対する人の責任に基づいて、動物の生命及び健在を保護することを目的とする。何人も、合理的な理由なしに、動物に対して痛み、苦痛又は傷害を与えてはならない。

第2章 動物の保有

第2条〔種に相応しい動物保有〕

動物を保有し、世話をし、又は世話をしなければならない者は、以下の各号の規定を遵守しなければならない。

- 1 種及び欲求に応じて動物を適正に飼養し、看護し、及び習性に沿った収容をしなければならない。
- 2 動物に痛み、回避可能な苦痛又は傷害を与える程に、種に相応しい運動をするための可能性を動物に制限してはならない。
- 3 動物の適切な飼養、看護及び習性に沿った収容に関する必要な知識及び能力を保持しなければならない。

第2 a 条〔動物の保有、動物の取引に関する要件〕

（1）連邦消費者保護食糧農林省（以下、「連邦省」という）は、動物保護のために必要がある場合には、連邦参議院の同意を得た法規命令により、第2条による動物の保有に関する要求をより詳細に定め、かつ、特に以下に掲げる事項に係る要求に関して規定を発令する権限を授与される。

- 1 動物の運動の可能性又は集団生活の必要性。
- 2 動物を収容するための空間、鳥カゴ、容器及びその他の施設、並びに係留器具、給餌器具及び給水器具。
- 3 動物収容時の照明の状態及び室内環境。
- 4 動物の監視を含む看護。この場合、連邦大臣は、監視の結果について記録をつけさせ、保管させ、かつ、求めに応じて主務官庁に提出させるように定めることもできる。

5 動物を保有し、看護し、又は看護しなければならない者の知識と能力及びこれらの知識と能力の証明。

(1a) 連邦省は、動物保護のために必要がある場合には、連邦参議院の同意を得た法規命令により、動物の調教、躰けあるいは訓練における目的、手段及び方法に係る要求に関して規定を発令する権限を授与される。

(1b) 連邦省は、動物保護のために必要があり、第11a条2項により標識を付ける義務がない場合には、連邦参議院の同意を得た法規命令により、動物、特に犬及び猫の標識並びに標識を付ける方法に関する規定を発令する権限を授与される。

(2) 連邦省は、連邦運輸省と協議して、動物保護のために必要がある限り、連邦参議院の同意を得た法規命令により、動物の輸送を規律する権限を授与される。連邦省は、この場合、特に以下の事項を定めることができる。

1 次の各々に関する要求を定めること。

a 動物の輸送資格。

b 動物の輸送手段。

1a 一定の動物輸送のための一定の輸送手段及び送付方式、特に着払いの送付を禁止し、又は制限すること。

2 一定の動物輸送のための一定の輸送手段及び送付方式を定めること。

3 輸送する際、一定の動物には世話人が付き添わなければならない旨を定めること。

3a 動物の輸送を行い又はこれに協力する者は、一定の知識及び能力を有し、かつ、このことを証明しなければならない旨を定めること。

4 動物を積載し、降ろし、収容し、飼養し、及び看護することに関する規定を定めること。

5 動物輸送を行うための要件としての一定の証明書、説明書又は届出書を定め、並びにこれらの発行及び保管を規律すること。

6 営業として動物輸送を行う者は主務官庁の許可を必要とし、又は主務官庁に登録しなければならない旨を定め、並びに許可の授与及び登録に関する要件及び手続を規律すること。

7 ヨーロッパ共同体の法的行為の施行に必要な限りにおいて、輸送の間、動物を施設若しくは営業の中で飼養し、看護し、又は収容しようとする者が主務官庁の許可を必要とする旨を定め、並びに当該許可の授与の要件及び手続を規律すること。

第3条〔禁止規定〕

次の各号に掲げる事項は、禁止される。

1 緊急の場合を除き、動物に対し、状態からみて明らかにその能力に達していないか、又は明らかにその能力を超えている役務を要求すること。

1a 役務能力を減少させる身体的状態を隠蔽するための身体的侵襲及び治療が行われた動物に対して、その身体的な状態からその能力に達していない役務を要求すること。

1b 訓練、スポーツ競技又は同様の催しにおいて、著しい痛み、苦痛又は傷害と結びついて動物の役務能力に影響を与え得る措置を講じ、並びにスポーツ競技又は同様の催しにおいて動物に対してドーピング薬を投与すること。

2 家庭、企業、その他、人の保護下で保有され、身体障害を有し、病気があり、疲労の極にあり、又は老齢の動物であって、その延命には除去することのできない痛み又は苦しみを伴うものを、遅滞なく無痛で殺害する以外の目的で譲渡し、又は取得すること。ただし、第8条による認可が与えられ、そして脊椎動物に関するときは当該動物に対する動物実験のための第9条第2項第7号第2文による例外的認可が与えられている人又は施設への病気の動物の直接的な引渡は、この限りではない。

3 家庭、企業、その他、人の保護下で保有されている動物を遺棄し、又は捨てる目的又は保有する義務若しくは世話をする義務を免れる目的で置き去りにすること。

4 予定された生活空間で生き延びるために必要な種に相応しい食物調達の用意がなく、かつ、気候に順応していない飼育又は養育された野性種動物を野外に遺棄し、又は野外に定住させること。なお、狩猟法及び自然保護法の規定は、本規定と抵触しない。

5 動物に対する著しい痛み、苦痛又は傷害を伴うにもかかわらず、当該動物を調教し又は訓練すること。

6 動物に痛み、苦痛又は傷害を伴うにもかかわらず、当該動物を撮影、ショー出演、広告又は類似の催しに関与させること。

7 他の生きている動物を使って、ある動物に対して厳しく仕込み、又は試験すること。

8 認められた狩猟慣習が必要とされている範囲を超えて、他の動物にある動物をけしかけること。

8a 次のような凶暴な行動をとるように動物を調教し、躾けること。

a 当該動物自体に痛み、苦痛又は傷害を与える行動。

b 種族とその種に相応しい接触の範囲内で、当該動物又は種族に痛み、苦痛又は傷害を与える行動。

c 当該動物に痛み、苦痛又は傷害を与えるような条件でのみ保有が可能となる行動。

9 健康上の理由から必要とされるのでないにもかかわらず、強制的に動物に飼料を食べさせること。

10 動物に著しい痛み、苦痛又は傷害を惹起する飼料を与えること。

11 連邦法又は州法の規定により許されていないにもかかわらず、直接的な電流の作用により動物の習性に沿った行動、特にその運動を著しく制限し、又はその運動を強制し、そしてそれにより動物に対して著しい痛み、苦痛又は傷害を与えること。

第 3 章 動物の殺害

第 4 条〔脊椎動物の殺害〕

(1) 脊椎動物は、気絶させてのみ、又はその他所与の状況下で期待可能な場合に限り、痛みを回避してのみ、殺害することができる。脊椎動物を気絶させずに殺害することが、慣習に則った狩猟の枠内において、若しくはその他の法令に基づいて許容され、又はその殺害が許された害獣駆除の枠内において行われる場合には、殺害は、避けられない痛みだけが当該動物に生じるときに限り、行うことができる。必要な知識及び能力を有する者のみが、脊椎動物を殺害することができる。

(1a) 職業上又は営業上脊椎動物を気絶させ、又は殺害することを常とする者は、主務官庁に対して専門的知識を有する証明を提出しなければならない。第 1 文における作業の枠内で、監視人の立ち会いのもとに家禽が気絶させられ、殺害される場合には、動物を気絶させ、又は殺害する者以外に、監視人も専門的知識を有する証明を提出しなければならない。第 1 文における作業の枠内で、魚類が監視人の立ち会いのもとで気絶させられ、又は殺害される場合には、監視人が専門的知識を有する証明を提出することで十分である。

(2) 温血動物の屠殺については、第 4 a 条を適用する。

(3) 学術的目的のための脊椎動物の殺害については、第 8 b 条、第 9 条第 2 項第 2 文を適用し、犬、猫、真猿類及び原猿類の場合には、さらに第 9 条第 2 項第 7 号を類推適用する。

第 4 a 条〔温血動物の屠殺〕

(1) 温血動物は、血抜きを始める前に気絶させる場合にのみ、屠殺することができる。

(2) 前項の規定にかかわらず、次の場合には、気絶させることなく屠殺する

ことができる。

- 1 緊急屠殺する際、所与の状況下で気絶させることが不可能なとき。
- 2 主務官庁が、気絶させずにおこなう屠殺（典礼に従う蓄殺 [Schächten]）のための例外的認可を与えるとき。この場合、この法律の施行区域内において、強制力ある教令により典令に従う蓄殺を定め、又は典礼に従って蓄殺されていない動物の肉の食用を禁止している特定の宗教団体の所属員の要求に応じる必要性があるときに限り、主務官庁は例外的認可を与えることができる。
- 3 第4b条第3号に従い法規命令により例外として気絶させずにおこなう殺害が定められているとき。

第4b条〔殺害方法、動物を気絶させる手法〕

連邦省は、連邦参議院の同意を得た法規命令により、次の事項を定める権限を授与される。

- 1
 - a 魚類その他の冷血動物を殺すことを規律すること。
 - b 一定の殺害方法及び気絶させる手法をより詳細に規律し、規則を定め、許可を与え、又は禁止すること。
 - c 第4a条第2項第2号にいう屠殺を行うことができる要件をより詳細に規律すること。
 - d 脊椎動物を気絶させること又は殺害することに必要な知識及び能力の種類と範囲に関するより詳細な規則、並びにその証明をする手続に関するより詳細な規則を公布すること。
 - e 確実に不可避の痛みのみが動物に生じるように、脊椎動物の殺害に関する専門的知識を有する証明の取得を必要とする非営業的な作業を定めること。
 - 2 屠殺動物の保護に関する1979年5月10日のヨーロッパ条約協定（連邦官報1983年第2部770頁）の規定の枠内において、動物の屠殺をより詳細に規律すること。
 - 3 家禽を殺すことについて、気絶をさせる義務の例外を規定すること。
- 第1文第1号b及びdに関する法規命令は、それが化学物質法の意味における危険物ないし調剤薬による気絶若しくは殺害、又はそれにかかわる専門的知識の取得のための要件に関係する限りでは、連邦労働・社会秩序省、連邦保健・環境省、連邦自然保護・原子炉安全省との協議を必要とする。

第4章 動物に対する侵襲

第5条〔脊椎動物に対する侵襲の際の麻酔義務〕

(1) 脊椎動物に対し、麻酔なしに痛みを伴う侵襲を行ってはならない。温血の脊椎動物並びに両生類及び爬虫類の麻酔は、獣医によって行われなければならない。麻酔弾による麻酔に対しては、主務官庁は、正当な理由が証明される限り、第 2 文の例外を許容することができる。第 2 項、第 3 項、第 4 項第 1 号により麻酔が必要とされない場合には、動物の痛みを回避するために、あらゆる可能な措置を講じねばならない。

(2) 次の場合においては、麻酔は必要とされない。

1 人に対する同等の侵襲の場合には、通例麻酔をかけないとき、又は麻酔による動物の容態の悪化よりも侵襲による痛みが僅かな場合。

2 個々の事例において、獣医の判断によれば麻酔をかけることが不可能と思われる場合。

(3) さらに、麻酔は次の場合においても必要とされない。

1 通常解剖学的状態と異なる性状が存在しない限り、生後 4 週間未満の雄牛、豚、山羊及び羊を去勢する場合。

2 生後 6 週間未満の牛の角を除去すること又は角の成長を阻止する場合。

3 生後 4 日未満の子豚及び生後 8 日未満の子羊の尾を切り詰める場合。

4 伸縮性のある輪を用いて、生後 8 日未満の子羊の尾を切り詰める場合。

5 母獣又は同時に懐胎されている 1 腹の兄弟姉妹を保護するために不可欠である場合に、子豚の犬歯を削磨する場合。

6 生まれた日に、飼育すると決められた肥育用雄鶏のひなの、かぎ爪を最終関節部から切除する場合。

7 耳に入れ墨をすることにより豚、羊、山羊及び兎に目印をつける場合、耳及び上腿部に入れ墨をすることにより生後 2 週間内のその他の哺乳類に目印をつける場合、並びに家禽を除く馬を含む農業用有益動物に耳の印、翼の印、注入されたマイクロチップにより目印をつける場合、そして豚の場合には押圧印をすることにより及び馬の場合には上腿部に焼印を押すことにより目印をつける場合。

(4) 連邦省は、連邦参議院の同意を得た法規命令により、次の措置を講じる権限を授与される。

1 第 1 条と一致する限りで、麻酔義務について第 3 項を超える措置を講じること。

2 動物を保護するために必要な場合には、第 3 項の規定による措置の実施のための手続及び方法を定めるとともに、第 1 号の法規命令により定められる措置を規定し、許可し又は禁止すること。

第6条〔脊椎動物の切断〕

(1) 脊椎動物の肢体の全部若しくは一部の切断又は臓器若しくは組織の全部若しくは一部の摘出若しくは破壊は、禁止する。当該禁止は、次の各場合においては適用されない。

- 1 個々の場合において、当該侵襲が
 - a 獣医の立場から適応がある場合。
 - b 狩猟に連れて行くべき犬においてその動物の予定されている利用にとって不可欠であり、かつ獣医の立場から疑念のない場合。
- 2 第5条第3項第1号又は第7号の事情がある場合。
- 3 第5条第3項第2号から第6号の事情があり、個々の場合において、侵襲が当該動物にとって自ら又は他の動物の保護にとって不可欠な場合。
- 4 移植又は培養の実施又は切り離された臓器、組織又は細胞の検査のために、臓器若しくは組織の全部又は一部の摘出が必要であるとき。
- 5 制御しえない繁殖を防止するため、又は一獣医の立場から疑念がない限り一動物の利用と保有のために不妊手術を行う場合。

第2文第1号及び第5号の侵襲は、獣医が行わなければならない。第2文第2号及び3号並びに第3項の侵襲は、必要な知識及び能力を有するその他の者も行うことができる。第2文第4号の侵襲については、第3文第6号、第3項第1文並びに第9a条を例外として第8b条、第9条第1項第1文、第3文、第4文及び第2項を準用する。侵襲は遅くとも開始する2週間前に主務官庁に届けねばならない。緊急事態で侵襲を即時に実施する必要がある場合には、この期間を遵守する必要はない。その場合には、届出は遅滞なく事後的に実施しなければならない。第5文の期間は必要がある場合には主務官庁により4週間まで延長できる。届出には以下の事項を記載しなければならない。

- 1 侵襲の目的。
- 2 侵襲が予定されている動物の種類と数。
- 3 麻酔を含む侵襲の種類と実施。
- 4 侵襲を行う場所、開始及び予定されている継続期間。
- 5 侵襲の実施に責任ある管理者、代理人及び侵襲を実施する者の名前、住所及び専門的知識並びに後処理で問題になる者。
- 6 侵襲の理由。

(2) 切断又は去勢する場合に、伸縮性のある輪を用いることは禁止される。第5条第3項第4号又は第6条第3項第2号の場合には、本項は適用されない。

(3) 第1項第1文と相違して、主務官庁は次の事項を許可することができる。

- 1 食用鳥の嘴の先端を短くすること。
- 2 生後3月未満の雄の子牛の尾の結合組織の末端を伸縮性ある輪を用いて短くすること。当該侵襲が動物の予定される利用の観点から動物の保護のために不可欠であることを信じるに足りるように説明した場合にのみ、この許可は与えられる。この許可は、期限を付さねばならず、かつ、第1号の場合には、当該侵襲の種類、範囲及び時期並びに実施する者を含むものでなければならない。

(4) 連邦省は、連邦参議院の同意を得た法規命令により、動物の保護に必要な限りで、明確に認識できない侵襲が行われた動物に永続的に目印を付けることを定める権限を授与される。

(5) 主務官庁は、第1項第2文第3号の場合には、要求があれば、当該侵襲が予定される利用にとって不可欠であることを信じるに足りるように説明しなければならない。

第6a条〔例外〕

本章の規定は、動物実験並びに職業教育、補習教育又は継続教育のための侵襲、並びに材料、製品若しくは生体の製造、産出、保存又は増殖ための侵襲に対しては、適用されない。

第5章動物実験

第7条〔許容〕

(1) この法律にいう動物実験とは、次の各号の一に掲げるものに対する実験目的のための侵襲又は治療をいう。

- 1 動物に痛み、苦痛又は傷害を伴うおそれがある場合に、当該動物に対するもの。
- 2 遺伝形質を変えられた動物又は遺伝形質保有動物に、痛み、苦痛又は傷害を伴うおそれがある場合に、当該動物の遺伝形質に対するもの。

(2) 動物実験は、それが次の各号に掲げる目的の一に対して不可欠である場合にのみ、行うことができる。

- 1 人又は動物の病気、苦しみ、身体傷害若しくは身体の愁訴の予防、判別若しくは治療の目的、又は生理的状态若しくは機能の知見を得若しくはこれらへの影響を知る目的。
- 2 環境に対する危険性の知見を得る目的。
- 3 人若しくは動物の健康に対する危険が無いことに関して、又は有害な動物に対する効能に関して物質又は製品を検査する目的。

4 基礎研究の目的。

動物実験が不可欠であるか否かの決定をするときは、特に科学的知見の現時点の状況に基礎を置かなければならず、かつ、追究している目的が他の方法又は手続によっては達成できないか否かについて検討されなければならない。

(3) 脊椎動物に対する実験は、実験動物の予期される痛み、苦痛又は傷害が実験目的に鑑みて倫理的に許容できる場合にのみ行うことができる。持続的な又は反復的な著しい痛み又は苦痛をもたらす脊椎動物に対する実験は、達成せんとする結果が学問上の問題の解決を含め、人又は動物の本質的な必要性にとってとりわけ重要性があると推測させる場合に限り、行うことができる。

(4) 武器、弾薬類及びこれらに付属する器具の開発又は実験のための動物実験は、禁止される。

(5) タバコ製品、洗剤及び化粧品の開発のための動物実験は、原則として、禁止される。連邦省は、化粧品については連邦保健省との協議を経て、連邦参議院の同意を得た法規命令により、次の権限を授与される。

- 1 具体的な健康に対する危険を防ぐために必要である場合であり、かつ、必要な新知識が他の方法では獲得することができない場合に例外を定めること。
- 2 ヨーロッパ共同体の法的行為を施行すること。

第8条〔脊椎動物実験の際の認可義務〕

(1) 脊椎動物に対して実験を行おうとする者は、主務官庁による実験計画の認可を必要とする。

(2) 実験計画の認可申請は、書面を主務官庁に提出してしなければならない。申請書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 第3項第1号の要件が存在する旨を科学的に根拠づける説明。
- 2 第3項第2号乃至第4号の要件が存在する旨の証明。
- 3 第3項第5号の要件が存在する旨の説明。

申請書には、さらに第8a条第2項第1号乃至第5号の記載事項を含めなければならない。

(3) 認可は、次の場合にのみ与えることができる。

- 1 次のa、bについて、科学的に根拠づけて説明する場合。
 - a 第7条第2項及び第3項の要件が存在すること。
 - b 入手できる情報取得の可能性を迫及したにもかかわらず、達成せんとする実験結果が十分に確認されないこと、又は十分に明確な結果を得るには再実験若しくは反復実験が不可欠なこと。
- 2 実験計画の責任ある管理者及びその代理人が、特に動物実験の監視に関し

て必要な専門適性を有しており、かつ、その信頼性に対する疑念が生じるような事実が全く存在しない場合。

3 必要な設備、器具及びその他の物的手段が有り、かつ、動物保護受託者の活動を含め、動物実験を行うための人的及び組織的要件が満たされている場合。

4 動物の世話を含め、第2条の要件に合致する収容及び看護並びに医学上の配慮が保証される場合。

5 第9条第1項及び第2項並びに第9条第1項及び第2項並びに第9a条の規定の遵守を期待することができる場合。

(4) 認可決定書には、実験計画の管理者及びその代理人を掲示しなければならない。実験計画の管理者又はその代理人が交替するときは、認可名義人は当該変更を主務官庁に遅滞なく届け出なければならない。この場合において、認可が1か月以内に撤回されないときは、認可は引き続き効力を有する。

(5) 認可は、期限を付されなければならない。第5a項第1文の場合には、認可は申請書に記載された実験計画の予定期間その効力を有する。

(5a) 主務官庁が3か月内に申請に対して文書で決定を下さず、また、麻酔のもとで殺害される麻酔された動物の実験では2か月以内に文書で決定を下さない場合には、認可は与えられたものと見做す。2か月の期間は、必要があれば申請者に対する聴聞を経たうえで、主務官庁により3か月まで延長することができる。期間の計算では、文書による主務官庁の要求があるにかかわらず申請者が第2項による要求を履行しなかった期間を算入しない。第1文の認可には、第3項の要件を充たすために必要な限りで、補足的に義務を課すことができる。

(6) 認可が大学又はその他の施設に与えられる場合、動物実験を行う者は、当該施設に雇用されているか又は責任ある管理者の同意を得て当該施設を利用する資格を有していなければならない。

(7) 次の各号の実験計画においては、認可を必要としない。

1 その実施が、明らかに次のとおり定められているとき。

a 法律若しくは法規命令により、又は薬局方により又は欧州共同体の機関の直接適用可能な法的行為により定められているとき。

b 連邦政府又は連邦参議院の同意を得た連邦大臣により、前条第2項及び第3項との一致において発布された一般的行政規則で定められているとき。

c 法律若しくは法規命令又は欧州共同体の機関の直接適用可能な法的行為に基づいて、裁判官又は官庁によって命令され、又は個々の場合に、行政命令を発布する要件として要求されているとき。

2 ワクチン接種、採血又はその他の試験済の診断的措置として動物に実施さ

れる実験計画であり、

a 特に、人や動物の病気、苦しみ、身体傷害若しくは身体の苦痛の診断の認識に役立つもの。

b 許可手続若しくはロット検査の枠内で血清、血液製剤、ワクチン、抗体若しくは試験用アレルゲンを検査するために役立つもの。

認可は、次の各号に定める場合には、認可された実験計画の変更を必要としない。

- 1 実験計画の目的が維持されているとき。
- 2 実験動物に何ら強い痛み、苦痛又は傷害を生じさせないとき。
- 3 実験動物の数が実質的に増加しないとき。
- 4 この変更が事前に主務官庁に届けられているとき。この場合には、第8 a 条第2項及び第5項が準用される。

第8 a 条〔認可を要しない動物実験の届出義務〕

(1) 認可を要しない動物実験を脊椎動物、頭足類又は十腕類に対して行おうとする者は、当該実験計画を開始の遅くとも2週間前に、主務官庁に届け出なければならない。緊急の場合に即時の動物実験の実施が必要なときは、この期間を遵守することを要しない。この場合には、届出は、遅滞なく事後に行わなければならない。第1文に示された期間は、必要があるときは、主務官庁により4週間まで延長できる。

(2) 届出において、次の事項を申告しなければならない。

- 1 実験計画の目的
- 2 種、及び脊椎動物の場合には、実験計画を予定している動物の数。
- 3 麻酔を含め、意図された動物実験の種類及び実施。
- 4 実験計画の場所、開始時期及び予測される期間。
- 5 実験計画の責任ある管理者、その代理人及び実施者の氏名、住所及び専門的知識、並びに後の処理で担当となる者。
- 6 第8条第7項第1号による実験計画の場合には、認可を必要としない法令上の根拠。

(3) より多くの同種の実験計画が意図される場合においては、実験計画の予測される数を届出に付記すれば、最初の実験計画の届出で足りる。各年の終わりに、主務官庁に対し、実施された実験計画の数並びに脊椎動物の場合には使用されたすべての動物の種及び数を届け出なければならない。

(4) 実験計画の期間中に、第2項により申告された事情に変更が生じたときは、当該変更は、遅滞なく主務官庁に届け出られねばならない。ただし、その変

更が、実験計画の監視上重要でないときは、この限りでない。

(5) 第 7 条第 2 項若しくは第 3 項、第 8 b 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 5 項若しくは第 6 項又は第 9 条第 1 項若しくは第 2 項の諸規定の遵守が保障されず、かつ、この瑕疵が主務官庁の定める期間内に是正されないであろうという仮定が事実によって正当化されるときは、主務官庁は、動物実験を禁止しなければならない。

(6) 連邦省は、連邦参議院の同意を得た法規命令により、感覚生理学上脊椎動物に相当する発達段階にある動物の保護に必要な限りで、脊椎のないその他の動物に対する実験に第 1 項の届出義務を拡張する権限を授与される。

第 8 b 条〔動物保護受託者〕

(1) 脊椎動物に対する動物実験が行われる施設の設定経営者は、1 人以上の動物保護受託者を任命し、かつ、その任命を主務官庁に届け出なければならない。届出において、第 6 項第 3 文による動物保護受託者の任命及び権限も申告されなければならない。

(2) 動物保護受託者には、獣医学、医学又は生物学—動物学専攻—を大学で履習した者のみを任命することができる。動物保護受託者は、その任務の遂行に必要な専門的知識及び必要な信頼性を有していなければならない。主務官庁は、個々の場合に、第 1 文の例外を許可することができる。

(3) 動物保護受託者は、次に掲げる事項を義務づけられる。

- 1 動物保護のために、諸規定、条件及び負担を遵守すること。
- 2 施設並びに動物実験及び実験動物の保有に携わる人に対して、助言すること。
- 3 動物実験の認可申請に対して、見解を表明すること。
- 4 企業内において、動物実験を回避又は制限するために、手続及び手段の開発及び導入を目指して努力すること。

(4) 動物保護受託者自身が実験を行うときは、他の動物保護受託者が当該実験を担当する。

(5) 施設は、その任務を遂行する動物保護受託者に対し、その任務を無制限に行ない得るように支援し、かつ、全ての実験計画について通報しなければならない。

(6) 動物保護受託者は、自己の任務の遂行に当たり、誰からも指示されない。動物保護受託者は、任務を遂行したために不利益を被ることがあってはならない。動物保護受託者の任命及び権限は、規則、企業内の令規又は類似の形式によって規律されなければならない。この場合、動物保護受託者が、自己の提案又

は疑念を施設における意思決定機関に直接に提起することができるよう保障されなければならない。2人以上の動物保護受託者が任命される場合には、各自の担当分野が確定されなければならない。

第9条〔動物実験の実施〕

(1) 動物実験は、必要な専門的知識を有する者のみが行うことができる。さらに、第8条第7項第2号による実験を除き、脊椎動物に対する動物実験は、獣医学若しくは医学を大学で履習した者又は自然科学を大学で履習した者又は職業教育を履修したことに基づき必要な専門的知識を有していることが明白な者のみが行うことができる。脊椎動物に対する侵襲を伴う動物実験は、次の各号の一に掲げる学科を大学で履習した者のみが、行うことができる。

- 1 獣医学又は医学。
- 2 生物学—動物学専攻—この場合、大学又はその他の学術的施設で勤務していること。

主務官庁は、他の方法によって必要な専門的知識があることが証明される場合に限り、個々の場合に、第2文及び第3文の例外を許可することができる。

(2) 動物実験は、不可欠である場合に限定されなければならない。動物実験を実施する際には、学術上の知見の水準が顧慮されなければならない。個々の場合に、実施に対しては、次の各号の定めるところによる。

1 感覚生理学上発達程度のより高い動物、特に温血動物に対する実験は、感覚生理学上発達程度のより低い動物に対する実験では達成されるべき目的に鑑み十分でないときのみ、行うことができる。自然界から捕獲される動物に対する実験は、その他の動物に対する実験では達成されるべき目的に鑑み十分でないときのみ、行うことができる。

2 動物実験には、達成されるべき目的に鑑み、必要以上の動物を使用してはならない。

3 痛み、苦しみ又は傷害は、達成されるべき目的に鑑み必要不可欠の限度においてのみ、動物に対して与えることができる。この場合、特に労力の節約、時間の節約又は経費の節約を理由にして、痛み、苦痛又は傷害が加えられることがあってはならない。

4 脊椎動物に対する実験は、第4文を留保条件とし、麻酔をかけてのみ行うことができる。麻酔は、第1項第1文及び第2文の要件を満たす者によってのみ、又はその者の監督の下にのみ、行うことができる。麻酔をかけられた脊椎動物に、麻酔がきれるにつれて著しい痛みが生じることを予期し得るときは、当該動物を適時に鎮痛剤を用いて処置しなければならない。但し、動物実験の

目的がそれ以外に達成しえない場合には、この限りでない。麻酔をかけていない脊椎動物に対しては、次に定めるところによる。

a 重度の傷害をもたらすいかなる手術も、行ってはならない。

b 侵襲に伴う痛みが麻酔に伴う実験動物の健康状態の侵害と比較して軽微であるとき、又は動物実験の目的が麻酔を排除するものであるときにのみ、侵襲を行うことができる。麻酔をかけない脊椎動物に対しては、1 回に限り著しい痛みを伴う侵襲又は著しい痛みを伴う措置を行うことができる。ただし、動物実験の目的がそれ以外に達成しえない場合には、この限りでない。麻酔をかけない脊椎動物に対しては、痛みの表明が妨げられ、又は制限されるいかなる薬物も使用してはならない。

5 脊椎動物に対し重大な手術による侵襲が行なわれ、又は脊椎動物を著しい若しくは持続的な痛み若しくは苦しみ又は著しい傷害を伴う動物実験に使用したときは、当該動物を再度の動物実験に使用してはならない。ただし、当該動物の一般的な健康状態及び体調が完全に回復し、かつ再度の動物実験が下記の条件の一を充たす場合にはこの限りではない。

a 苦しみ若しくは傷害を伴わずかつ軽微な痛みのみを伴うにすぎない場合。

b 麻酔のもとに実施され、かつ当該動物が麻酔下で殺害される場合。

6 ある物質の致死量又は致死濃度を確認するための動物実験では、当該物質の効能の結果としての死亡を確認すると同時に、動物を苦痛なしに死亡させなければならない。

7 馬、牛、豚、羊、山羊、鶏、鳩、七面鳥、鴨、鶯鳥及び魚を除く脊椎動物は、動物実験の目的で飼育されてきた場合にのみ、動物実験に使用することができる。実験目的のために飼育されている当該種の動物を利用することができず、又は動物実験の目的上実験目的のために飼育されたもの以外の動物の使用を必要とするときは、主務官庁は、動物の保護と一致する限りにおいて、例外を許可することができる。

8 動物実験の終了後、使用されかつ生き残ったすべての猿、原猿類、奇蹄類、偶蹄類、犬、ハムスター並びに使用されかつ生き残ったすべての猫及び使用されかつ生き残ったすべての家兎及びモルモットは、遅滞なく獣医により検査させなければならない。獣医の判断では、当該動物が痛み又は苦しみを伴わなければ生き続けることができないときは、当該動物を、遅滞なく無痛で殺害しなければならない。動物実験を行った者の判断により必要があるときは、第 1 文に挙げた以外の動物を、同様に遅滞なく無痛で殺害しなければならない。動物実験の終了時に、動物を生かしておくべきであるときは、当該動物は健康状態に応じて看護されなければならない。その場合、獣医その他の資格を有する者が観察しなければならない。

ず、かつ、必要があるときは医師の手当てが施されなければならない。

（3）第1項及び第2項の規定の遵守については、実験計画の管理者又はその代理人が責任を負う。第8条による認可に伴う負担の履行についてもまた同じ。

第9 a 条〔記録作成義務〕

動物実験については、記録を作成しなければならない。記録には、各実験計画ごとに、達成されるべき目的、特に感覚生理学上発達程度のより高い動物に対する実験が第9条第2項第1号により許可される理由並びに使用される動物の数と名称及び実験の方法とその成果を記載しなければならない。脊椎動物を使用する場合には、前所有者の氏名及び住所を含めその取得経緯も記載しなければならない。この場合、犬及び猫については、さらに性及び種属並びに毛の種類と斑紋及び動物に付けられた標識も記載しなければならない。記録は、実験を行った者及び実験計画の管理者によって署名されなければならない。記録が機械によって作成される場合には、署名は必要でない。記録は、実験の終了後3年間保管され、また求めに応じて査察のために主務官庁に提出されなければならない。

第6章 教育研修又は継続教育のための侵襲及び処置

第10条〔教育研修又は継続教育のための侵襲及び処置〕

（1）動物に対する痛み、苦しみ又は傷害を伴う侵襲又は処置は、教育研修又は継続教育のために、次の各号の一においてのみ、行うことができる。

1 大学、その他の学術上の施設又は病院において。

2 医療補助業務又は自然科学的補助業務のための教育研修又は継続教育の枠内において。

侵襲又は処置は、その目的が他の方法、特に映画による表現によっては達せられない場合にものみ、行うことができる。要求により、主務官庁に対しては、侵襲又は処置の目的が他の方法では達せられない理由が説明されなければならない。

（2）教育研修又は継続教育のための侵襲又は処置については、第8 a 条、第8 b 条、第9条第1項及び第2項並びに第9 a 条が、準用されねばならない。教育プログラムに採用されるに先立って、又は教育プログラムが改編されるに先立って侵襲又は処置は届け出なければならないと読み替えて、第8 a 条第1項第1文は準用されねばならない。また第9条第1項に掲げた者によってのみ、それらの者の立ち会いと監督のもとで、又は施設の管理者により委託された専門的知識を有する者の立ち会いと監督のもとでのみ侵襲及び処置は実施できると読み替えて、第9条第1項は準用されねばならない。

(3) 第 1 項及び第 2 項の遵守については、教育研修又は継続教育の管理者又はその代理人が、責任を有する。

第 7 章 原材料、製品若しくは生体の製造、産出、保存又は増殖ための侵襲及び処置

第 10 a 条

原材料、製品若しくは生体の製造、産出、保存又は増殖のために、痛み、苦痛又は傷害を伴う脊椎動物に対する侵襲又は処置は、第 7 条第 2 項又は第 3 項の要件が充たされる場合に限り実施することが許される。侵襲又は処置を実施しようとする者は、開始の遅くとも 2 週間前にこれを主務官庁に届け出なければならない。主務官庁は、申請によりこの期間を短縮することができる。第 8 a 条第 2 項から第 5 項まで、第 8 b 条、第 9 条第 1 項第 1 文、第 2 項、第 3 項第 1 文及び第 9 a 条は、準用される。

第 8 章 動物の飼育、保有、動物の取引

第 11 条〔動物飼育、保有、動物取引の許可義務〕

(1) 次の各号に掲げる者は、主務官庁の許可を必要とする。

1 脊椎動物を

a 第 9 条第 2 項第 7 号により実験目的のため、若しくは第 6 条第 1 項第 2 文第 4 号、第 10 条第 1 項若しくは第 10 a 条に挙げた目的のために、又は、

b 第 4 条第 3 項により、そこに挙げられた目的のために飼育又は保有する者。

2 他人のために動物を、動物ホーム又は類似の施設で保有する者。

2 a 動物園又は動物を保有し、展覧に供するその他の施設で動物を保有する者。

2 b 第三者のために犬を警備の目的で訓練し、又はこのための施設を維持する者。

2 c 動物の交換又は売却を目的とする動物取引所を第三者の手により運営する者。

3 営業目的を持って、以下の行為をする者は主務官庁の許可を必要とする。

a 農業用の有益動物以外の脊椎動物を飼育又は保有する者。

b 脊椎動物を取引する者。

c 乗馬業又は馬車業を営む者。

d 動物をショーに出演させる者又はそのような目的のために提供する者。

e 脊椎動物を有害なものとして駆除しようとする者。

許可付与の申請書において、次の各号に掲げる事項を申告しなければならない。

- 1 当該動物の種。
- 2 営業活動の責任者。
- 3 第1文第1号から第3号a及びdまでの事例では、場所及び施設、第1文第3号eの事例では、その活動のための装置及び物質並びに調合薬。

申請書には、第2項第1号にいう専門的知識に関する証明書を添付しなければならない。

(2) 許可は、次の各号に掲げる事項を充たす場合にのみ、与えることができる。

1 第1文第2c号の場合を例外として、当該活動の責任者が職業教育又はこれまでの動物との職業上の関わりに基づいて、当該活動に必要な専門的知識及び能力を有していること、このための証明は要求に基づき主務官庁との協議の中で示されねばならない。

2 当該活動の責任者が必要な信頼性を有していること。

3 当該活動に供する場所及び施設が、第2条の要求に合致する動物の飼養、看護及び収容を可能にすること。そして、

4 第1項第1文第3号eの事例では、利用を予定される装置、物質、調合薬が当該脊椎動物の動物保護法に合致した駆除に適切であること。本号は、他の規定により本目的のために許可され、又は定められた施設、物質及び調合薬には適用がない。

(2a) 許可は、動物保護にとって必要な限りで、期限、条件、制約を付けて与えることができる。特に、次の事項を命ずることができる。

- 1 動物に印を付け、並びに動物記録簿を作成する義務。
- 2 種、属又は数の制限。
- 3 規則的な研修及び継続教育。
- 4 動物を物乞いのために使用することの禁止。
- 5 所在地が移動する施設では、当該活動の主務官庁に対する遅滞のない届出。
- 6 動物の繁殖の禁止。

(3) 第1項第1文による営業活動は、許可の付与後に初めて開始することができる。主務官庁は、許可を得ていない者に対し、営業活動を行うことを禁止す

ることができる。

(4) 主務官庁は、第 3 項第 2 文により禁止された営業活動を事業所又は営業所を閉鎖することによっても阻止できる。

(5) 営業上脊椎動物を取引する者は、見習いについては例外として、自分のために取引活動を実施する者がその活動を開始するに先立ち職業教育、又はこれまでの動物との職業上若しくはその他の関わり並びに相当な教育に基づいて、専門的知識の証明を提示したことを確認しなければならない。

第11 a 条〔記録義務、標識〕

(1) 脊椎動物を

1 第 9 条第 2 項第 7 号により実験目的のために、又は第 6 条第 1 項第 1 文第 4 号、第 10 条第 1 項、又は第 10 a 条に挙げた目的のために、並びに

2 第 4 条第 3 項によりそこに挙げた目的のために飼育し、又は保有し、又はそのような脊椎動物を取引する者は、動物の取得経緯及び所在に関して記録を作成し、かつ、3 年間その記録を保管しなければならない。野性種の脊椎動物に対して、狩猟法又は自然保護法の規定に基づく相応する記録作成義務がある場合には、この限りでない。

(2) 第 1 項第 1 文に掲げる目的を持って譲渡又は使用するために犬又は猫を飼育する者は、当該動物が母親から離される前に、その同一性を確認することができるように耐久性を有する標識を付けなければならない。猿、原猿類はその社会集団から分離又は隔離した後に同様に耐久性を有する標識を付けなければならない。標識を付けていない犬、猫、猿又は原猿類を第 1 項第 1 文に掲げた目的を持って譲渡又は利用するために取得する者は、それらの目的のために飼育された動物である旨の証明をし、かつ遅滞なく第 1 文による標識を付けなければならない。

(3) 連邦省は、連邦参議院の同意を得た法規命令により、記録及び標識の種類及び範囲に関する規定を定める権限を授与される。この場合、連邦省は、他の法規命令に基づく記録が第 1 文による記録として有効である旨を定めることができる。

(4) 実験動物として利用するために、又は第 6 条第 1 項第 2 文第 4 号、第 10 条第 1 項若しくは第 10 a 条に掲げられた目的のために脊椎動物を輸入し、又は第 4 条第 3 項によりそこに挙げられた目的のために脊椎動物を輸入しようとする者は、主務官庁による許可を必要とする。許可は、第 9 条第 2 項第 7 号の要件が満たされていることが証明される場合に、与えられる。

第11b条〔苦痛を伴う飼育〕

(1) 品種改良において、生物工学的若しくは遺伝子工学的措置により改良された動物自体又はその子孫に種に相応しい使用のための遺伝的に由来する身体部位若しくは臓器が欠損し、使用不能であるか、又は変形しており、その結果痛み、苦しみ又は傷害が生じると当然に想定される場合には、脊椎動物を飼育し、又はそれを生物工学的若しくは遺伝子工学的措置により変性させることは禁止される。

(2) 当該動物の子孫に次のことが生じると当然に想定される場合には、脊椎動物を飼育し、又はそれを生物工学的若しくは遺伝子工学的に変性させることは禁止される。

a 苦痛を伴う遺伝的に由来する行動上の障害又は遺伝的に由来する攻撃性の増強が生じること。

b 動物自身又は種族において、種に相応しい種族との接触が痛み又は回避可能な苦痛若しくは傷害を与えること。

c 当該動物において、痛み又は回避可能な苦痛若しくは傷害を与えるという条件のもとでのみその保有が可能であること。

(3) 当該動物の子孫が第1項又は第2項にいう障害又は変性が生じると当然に想定される場合には、主務官庁は、脊椎動物の不妊化を命じることができる。

(4) 第1項、第2項及び第3項は、学術的目的にとって必要な飼育又は生物工学的若しくは遺伝子工学的措置により変性された脊椎動物には適用しない。

(5) 連邦省は、連邦参議院の同意を得た法規命令により、以下の措置を講じる権限を授与される。

1 第1項及び第2項に定める遺伝的に由来する変性、行動上の障害及び攻撃性の増強をさらに詳細に定めること。

2 その飼育が第1項及び第2項に抵触するものとなりうる場合に、特定の種、品種、血統の脊椎動物の飼育を禁止し、又は制限すること。

第11c条〔児童及び少年に対する譲渡禁止〕

保護者の事前の同意なしに、満16歳以下の児童又は少年に対する脊椎動物の譲渡をしてはならない。

第9章 持込禁止、取引禁止及び保有禁止

第12条〔持込禁止、取引禁止及び保有禁止〕

(1) 傷害を確認することができ、かつ、その傷害は動物保護に違反する行為によって加えられたと想定される脊椎動物は、第2項第4号又は第5号による法

規命令に定められている限りでは、保有し、又は展示に供されてはならない。

(2) 連邦省は、連邦参議院の同意を得た法規命令により、動物保護に必要な限りにおいて、次の措置を講じる権限を授与される。

1 ヨーロッパ共同体に所属していない国から国内への動物又は動物に由来する製品の持込みを、動物保有又は動物殺害に関する最小限の要件の遵守及び相応する証明に依らしめること並びに証明書の内容、形式、発行及び保管を規律すること。

2 特定の動物の輸入を認可に依らしめること。

3 特定の動物を国内から外国に輸出することを禁ずること。

4 一定の種族の特徴を備えるために当該動物に対して動物保護に違反する行為が加えられた場合、又は動物が第11 b 条第 1 項又は第 2 項 a の意味での遺伝に由来する身体的欠損、行為の阻害若しくは攻撃性の増強を示す場合、又は第 11 b 条第 2 項 b 若しくは c の要件がある場合に、脊椎動物の国内への持ち込み、又は保有、特に国内における脊椎動物の展示を禁止すること。

5 当該動物の生存が苦痛なくして不可能である場合に、当該動物に傷害が確認され、それが当該動物に対する動物保護に違反する行為により加えられたものであると推定できる脊椎動物の保有を禁止すること。

6 動物及び動物に由来する製品は、連邦省が連邦財務省と協議して連邦公報に公告した付設の監視施設を持つ一定の税関所を経由してのみ輸入することができ、また、輸出することができること。

ヨーロッパ共同体の法律又は国際法上の義務に違反しない限りで、第 1 文第 1 号から第 5 号までの法規命令は、発令することができる。

第10章 動物保護のためのその他の規定

第13条〔その他の保護規定〕

(1) 脊椎動物を捕獲、隔離又は放逐するために装置又は物質を用いることは、それにより、脊椎動物に対し回避可能な痛み、苦痛又は傷害という危険が伴う場合には、禁止される。上記の禁止は、他の法規に基づいて許可される装置又は物質の利用については適用がない。狩猟法、自然保護法、植物保護法及び伝染病法の規定は本項により変更を受けない。

(2) 連邦省は、連邦参議院の同意を得た法規命令により、狩猟鳥獣保護のため、農業又は林業の作業による回避可能な痛み又は傷害から狩猟鳥獣を保護する措置を講じる権限を授与される。

(3) 連邦省は、動物保護のために必要である限り、連邦経済省、連邦環境・自然保護・原子炉安全省と協議し、野性種の動物の保有、当該動物の取引並びに

当該動物の輸入又は国内からヨーロッパ共同体に所属していない国への輸出を禁止し、制限し又は認可に依らしめる権限を授与される。認可手続においては、特に、申請者がその活動に必要な信頼性及び必要な専門的知識と能力を有し、かつそれを証明すること、並びに、第2条の要求に相応する飼養、看護及び収容が確保されていることを要件とすることができる。法規命令では、第2文により必要とされる信頼性及び必要とされる専門的知識と能力の証明並びに証明の手続に関して、さらに詳細な要求を規定することができる。

第13a条

(1) 連邦省は、連邦参議院の同意を得た法規命令により、動物保護の改善のために、農業上有益動物を保有するための量産される飼養システム及び家畜小屋施設並びに屠殺の際に使用される麻酔具及び麻酔装置がこの法律の要求とこの法律に基づき発せられる法規命令の最低基準を超えていることを証明する自主的検査手続に関する要件を定める権限を授与される。連邦省は、この際、特に自主的検査手続の基準、手続及び範囲、並びにこの検査手続の枠内で作業する鑑定者の専門的知識に関する要求を定めねばならない。

(2) 連邦省は、連邦参議院の同意を得た法規命令により、動物保護に必要な限りにおいて、農業上有益動物の保有のための量産される家畜小屋施設並びに屠殺の際に使用される麻酔具及び麻酔装置の使用を許可又は型式許可に依らしめ、このための細則と許可手続を規定する権限を授与される。この場合、特に、提示すべき書類又は実施されるべき検査の種類、内容及び範囲について詳細に定めることができる。

第11章 法律の施行

第14条〔施行措置〕

(1) 連邦財務省及び同省によって指定された税関所は、動物の輸入及び輸出の監視に当たり協力する。当該官庁は、次の各号に定める事項を行うことができる。

- 1 輸入する際に、監視のために、動物並びにその運送用具、容器、積載用具及び包装用具を留置すること。
- 2 通関手続の際に明らかとなったこの法律又はこの法律に基づいて発せられた法規命令の禁止及び制限違反の嫌疑を主務官庁に伝達すること。
- 3 第2号の場合に、処分権ある者の費用と危険において、動物を主務官庁まで連行するよう命ずること。

(2) 連邦財務省は、連邦省と協議して、連邦参議院の同意のない法規命令に

よって、第 1 項による手続の詳細を規律する。同省は、その際特に、通告、届出、報告の義務及び補助業務を提供する義務並びに業務用書類その他の必要書類の閲覧の受忍及び検査の受忍の義務を定めることができる。

第15条〔施行管轄〕

(1) この法律及びこの法律に基づいて発せられた法規命令の実行は、州法律に基づく主務官庁の責務とする。州の法律に基づく主務官庁が、動物実験の認可に関する決定をする際に同官庁を支援する 1 又は 2 以上の委員会を任命する。委員会の委員の過半数は、動物実験の判定のために必要な獣医学、医学又は大学の自然科学の学科の専門的知識を有していなければならない。委員会には、動物保護団体の推薦リストから選ばれ、かつ、その経験に基づいて動物保護の問題を判定するのに適任である委員も任命されなければならない。当該委員の数は、委員会構成員の 3 分の 1 でなければならない。主務官庁は、遅滞なく実験計画の許可申請について委員会に報告し、かつ、妥当な期間内に意見表明のための機会を与える。

(2) 主務官庁は、この法律又はこの法律に基づいて発せられた法規命令の施行の枠内において、官吏である獣医を専門家として関与させるものとする。

(3) 連邦国防軍の領域においては、この法律及びこの法律に基づいて発せられた法規規定の実行は、連邦国防軍の所轄部署の責務とする。連邦国防省は、実験計画の認可に関する決定の際に所轄部署を支援するための委員会を任命する。委員会の委員の過半数は、動物実験の判定のために必要な獣医学、医学又は大学の自然科学の学科の専門的知識を有していなければならない。委員会には、動物保護団体の推薦リストから選出され、かつ、その経験に基づいて動物保護の問題を判定するのに適任である委員も任命するものとする。所轄部署は、遅滞なく実験計画の認可申請について委員会に通報し、かつ、妥当な期間内に意見表明の機会を与える。連邦国防軍の安全保障上の利害は、顧慮されなければならない。連邦国防軍の申請により動物実験が実施される場合には、委員会はそれについて説明を受け、申請する前に意見表明の機会が与えられなければならない。なお、第 1 項はこれにより変更を受けるものではない。実験計画の認可のための州の主務官庁は通知を受けるものとする。連邦国防軍の所轄部署は、要求により意見表明書を送付する。

第15 a 条〔通報義務〕

州の法律に基づく主務官庁は、実験計画を認可する際に原則に関して重要な意義を持つ事例について、特に実験計画の認可が第 7 条第 3 項の要件を満たしてな

いという理由で拒否される事例、又は第15条第1項による委員会若しくは動物保護受託者が当該要件の存在に対して疑念を申し立てた事例について、連邦省に通報する

第16条〔監視〕

- (1) 主務官庁による監視は、次の各号の定めるところに及ぶ。
 - 1 馬の保有を含む有益動物の保有。
 - 2 動物を屠殺する施設。
 - 3 下記の施設。
 - a 動物実験が実施される施設。
 - b 教育研修又は継続教育のために侵襲又は処置が実施される施設。
 - c 原材料、製品若しくは生体の製造、産出、保存又は増殖のために脊椎動物に対して侵襲又は処置が実施される施設。
 - d 第6条第1項第2文第4号に挙げた目的のために脊椎動物が使用される施設。又は、
 - e 学術的目的のために又は教育研修若しくは継続教育のために脊椎動物を殺害する施設。
 - 4 第11条第1項第1文による営業。
 - 5 次の事項に関わる施設又は企業。
 - a 営業として動物を輸送すること。
 - b 輸送中動物を飼養し、看護し、又は収容すること。
 - 6 営業として営まれるのではないサーカス。
 - 7 第13条第3項により発せられる法規命令に基づき認可を必要とする動物の保有。
 - (1a) 第11条第1項第2a号及び第3号d及び第16条第1項第6号により動物を移動する場所で展示に供する者は、遅くとも従来の滞在地を離れる際に予定される滞在地の主務官庁に対して第2文の手続に従って場所の移動を届け出なければならない。届出の内容については第11条第1項第2文を準用する。
- (2) 自然人及び法人並びに権利能力のない社団は、主務官庁に対して、求めに応じて、この法律に基づいて当該官庁に委託された任務の遂行に必要な情報を提供しなければならない。
- (3) 主務官庁によって委託された者並びにこの者に随伴するヨーロッパ共同体の委員会及びヨーロッパ共同体の構成国（以下、構成国という）の専門家は、第2項の枠内において、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
 - 1 執務時間又は営業時間内に、情報提供義務者の敷地、営業所、管理事務所

及び運送手段に立ち入ること。

2 公共の安全と秩序に対する差し迫った危険を回避するため、次の場所に立ち入ること。この限りで、住居不可侵の基本権（基本法第13条）は、制限される。

a 第1号の時間外で、第1号に掲げる敷地、営業所、管理事務所及び運送手段。

b 情報提供義務者の居室。住居不可侵の基本権（基本法第13条）は、この限りで制限を受ける。

3 営業上の書類を閲覧すること。

4 動物を検査すること、検体、特に血液、尿、糞便及び飼料の検体を採取すること。

5 録画又は録音の手段を用いることを含めて動物に対する行動観察を実施すること。

情報提供義務者は、監視を委託された者に協力し、要求により敷地、建物空間、施設及び運送手段を明示し、建物空間、容器及び運送手段を開示し、査察又は個別の動物の検査に際して補助員を提供し、運送手段から動物を降ろし、取引上の書類を提示しなければならない。動物が種に相応しく又は行ない正しく保有されておらず、そのことで当該動物に著しい痛み、苦痛又は傷害が加えられており、そして居室における動物保有の査察が許容されない緊急の疑いがある場合には、情報提供義務者は、要求に基づき、居室に保有されている動物を主務官庁に連れて行かねばならない。

(4) 情報提供義務者は、自己の情報提供が自己自身又は民事訴訟法第383条第1項第1文から第3文までに掲げる親族の中のある者を刑事裁判上の訴追の危険又は秩序違反法に基づく手続の危険にさらすおそれがある質問に対して、情報提供を拒否することができる。

(4a) 下記の者は、この法律及びこの法律に基づき発せられる法規命令の要求を遵守するための指示権限のある責任者の名前を主務官庁に通知しなければならない。

1 屠殺施設の経営者として又は営業者として平均的に毎週50頭の大形家畜を屠殺する者。又は、

2 屠殺用動物を輸送し、麻酔をかけ又は血抜きをする労働力を供給する者。主務官庁は、動物を保有し、第1項第1号、第3号、第5号又は第6号により施設又は営業を稼働し又は経営する者に対して、個別的に、この法律及びこの法律に基づき発せられる命令による要求を遵守するための指示権限のある専門的知識を有する責任者を任命する義務を課すことができる。この義務は、第11条第1項により許可を受ける義務を負う営業については当てはまらない。

(5) 連邦省は、動物を保護するために必要な限りで、連邦参議院の同意を得た法規命令により、監視をより詳細に規律する権限を付与される。同省は、その際特に、次の事項を規律することができる。

- 1 検体採取を含む検査の実施。
- 2 動物輸送がこの法律又はこの法律に基づいて発せられる法規命令に適合しない場合に執られなければならない措置。
- 3 受忍義務、協力義務及び提示義務の詳細。
- 4 書類を作成し、及び保管する義務。
- 5 活動が移動する場所において実施される限りで、動物保有をする動物の展示及びサーカス事業の中央における把握（サーカス集中登録）。

(6) この法律により予定され又はこの法律若しくはこの法律に基づき発せられる法規命令の課題を充たすために収集箇所にとってそれを知る必要がある限りで、個人情報収集することは許される。連邦省は、連邦参議院の同意を得た法規命令により、収集すべき情報を詳細に規定し、そしてその際に第三者からの情報の取得、蓄積、変更、利用及び伝達に関する規則を定める権限を授与される。その他、連邦データ保護法及び州のデータ保護法は変更を受けない。

(7) 使用規則に即した使用に際して、農業上有益動物を保有するための量産される飼養システム及び家畜小屋施設並びに屠殺の際に使用される麻酔具及び麻酔装置がこの法律及びこの法律に基づき発せられる法規命令の要求に合致しているかについて主務官庁が著しい疑いを持った場合には、製造者又は販売者が第13 a 条第1項による法規命令の基準に従う自主的な検査の満足すべき結果を明示できない限り、その費用で合意して任命される独立した鑑定機関ないし鑑定人の鑑定意見書を提示させるように製造者又は販売者に命じることができる。家畜小屋施設又は麻酔具若しくは麻酔装置が第13 a 条第2項による法規命令に基づいて許可を受けている限りでは、第1文は適用がない。

第16 a 条 〔監視措置〕

主務官庁は、確認された違反を除去するため及び将来の違反を予防するために必要な命令を発する。同官庁は、特に、次の各号に定める事項を行うことができる。

- 1 個々の場合に、第2条の要求を充たすために必要な措置を命ずること。
- 2 官吏である獣医の専門家としての判定により、第2条の要求を充たすことなく著しく放置され、又は重大な行動上の障害を示している動物を保有者から取り上げて、第2条の要求に合致する動物の保有が保有者によって保障されるまでの間、保有者の費用で他の場所で手厚く収容すること。この場合、他の方

法による収容が不可能であり、又は主務官庁による期限の設定後に第 2 条の要求を充たす所有者による保有が保障されない場合には、主務官庁は当該動物を譲渡できる。動物の譲渡が法律上若しくは事実上の理由から不可能であり、又は、官吏である獣医の判断では、その動物が除去することのできない著しい痛み、苦痛又は傷害を伴うことなしには生き続けることができない場合には、主務官庁は、所有者の費用で当該動物を無痛で死なせてやることのできる。

3 第 2 条の規定、第 1 号による命令又は第 2 a 条による法規命令に繰り返し違反し、又は著しく違背し、そのためにその者により保有され又は世話されている動物に著しい若しくは持続的な痛み、苦痛又は著しい傷害を与えた者に対して、将来この種の違背行為を犯すであろうという推測が事実によって正当化される場合には、特定の又はあらゆる種類の動物の保有を禁止すること。この場合、今後も違背行為を犯すであろうという推測の根拠が失われたときは、申請に基づき、その者に対して動物の保有又は世話を再度許可することができる。

4 必要な認可なく行われ、又は動物保護法の禁止に反して行われる動物実験の中止を命ずること。

第 16 b 条〔動物保護委員会〕

(1) 連邦省は、動物保護の問題で同省を補助するため、動物保護委員会を任命する。この法律に基づく法規命令及び一般行政規則を發布するに先立って、連邦省は、動物保護委員会の意見を聴取しなければならない。

(2) 連邦省は、連邦参議院の同意を要しない法規命令により、動物保護委員会の構成、委員の任命、任務及び事務執行に関する細目を定める権限を授与される。

第 16 c 条〔届出義務〕

連邦省は、連邦参議院の同意を得た法規命令により、脊椎動物に動物実験を実施し、又は脊椎動物を第 4 条第 3 項、第 6 条第 1 項第 2 文第 4 号、第 10 条又は第 10 a 条に従って利用する者と施設に対して、一定の定期的な間隔で使用に供する動物の種類、取得の由来及び数量並びに実験又はその他の利用の目的と種類に関して主務官庁に届け出る義務を課し、届出手続と伝達手続について規定する権限を授与される。

第 16 d 条〔行政規則〕

連邦省は、連邦参議院の同意を得て、この法律及びこの法律に基づいて発せら

れる法規命令の施行に必要な一般行政規則を發布する。

第16 e 条〔報告義務〕

連邦政府は、ドイツ連邦議会に対し2年毎に、動物保護進展の状況について報告する。

第16 f 条〔ヨーロッパ共同体法上の情報提供義務〕

(1) 主務官庁は、次の各号に定める事項を行う。

1 動物保護法の諸規定遵守の監視を可能にするために、理由のある依頼に応じて他の構成国の主務官庁に情報を提供し、及び必要な記録を引き渡すこと。

2 依頼してきた官庁によって伝達された事案を検討し、その検討結果を当該官庁に伝達すること。

(2) 主務官庁は、他の構成国の主務官庁に対し必要な記録を添付して、当該構成国における監視にとって必要な情報、特に動物保護法の規定違反又はその疑いがある場合に必要な情報を提供する。

(3) 主務官庁は、動物保護のために必要であるか又はヨーロッパ共同体の法的行為で定められている限りにおいて、監視の枠内において獲得されたデータを、他の州及び他の構成国の主務官庁並びに連邦省及びヨーロッパ共同体の委員会に伝達することができる。

第16 g 条〔管轄〕

他の構成国の主務官庁及びヨーロッパ共同体の委員会との通信は連邦大臣の責務とする。この権限は、連邦参議院の同意を得た法規命令により、管轄権を有する上級州行政庁に委譲することができる。さらに、個々の場合に、管轄権を有する上級州行政庁と協議し、同行政庁に対してこの権限を移譲することができる。上級州行政庁は、第2文及び第3文による権限を他の行政庁に委譲することができる。

第16 h 条〔ヨーロッパ経済圏〕

第16 f 条及び第16 g 条は、一構成国でなくてもヨーロッパ経済圏に関する協定の締約国である国に準用される。

第16 i 条〔仲裁手続〕

(1) 主務官庁によって執られた措置で、他の構成国からの動物輸送の実施に関連するものが主務官庁と処分権者との間で係争中であるときは、両当事者は、

合意により当該係争を専門家の仲裁裁定により調停してもらうことができる。当該係争は、措置の告知後 1 ヶ月以内に、ヨーロッパ共同体の委員会によって作成された名簿中に挙げられた専門家に提示されなければならない。当該専門家は、その所見を 72 時間以内に報告しなければならない。

(2) 仲裁申立て及び仲裁裁判手続に対しては、民事訴訟法第 1025 条から第 1065 条までの規定が準用される。民事訴訟法第 1062 条にいう裁判所とは、管轄権を有する行政裁判所をいい、民事訴訟法第 1065 条にいう裁判所とは管轄権を有する上級行政裁判所をいう。1059 条第 3 項第 1 文にいう裁判所とは、管轄権を有する上級行政裁判所をいう。民事訴訟法第 1059 条第 3 項第 1 文と異なり、取消訴訟は 1 カ月以内に、裁判所に提起されなければならない。

第 12 章 刑罰規定及び過料規定

第 17 条〔刑罰行為〕

次の各号に定める行為の 1 を行った者は、3 年以下の自由刑又は罰金に処する。

- 1 合理的な理由なしに脊椎動物を殺害すること。
- 2 脊椎動物に対し、次のいずれかの行為を行うこと。
 - a 粗暴な行為により著しい痛み又は苦痛を与えること。
 - b 比較的長期間持続し、又は反復する著しい痛み又は苦痛を与えること。

第 18 条〔過料規定〕

(1) 次の各号に定める行為を故意又は過失により行った者は、秩序違反として行為するものとする。

- 1 自己の保有し、世話をし、又は世話をしなければならない脊椎動物に、合理的な理由なしに著しい痛み、苦痛又は傷害を与えること。
- 2 第 8 a 条第 5 項、第 11 条第 3 項第 2 文、又は第 16 a 条第 2 文第 1 号、第 3 号若しくは第 4 号による執行可能な命令に違背すること。
- 3 次のいずれかの条項によって発布される法規命令が、特定の構成要件について、過料規定を指示している場合に、当該法規命令に違背すること。
 - a 第 2 a 条
 - b 第 4 b 条、第 5 条第 4 項、第 6 条第 4 項、第 11 a 条第 3 項第 1 文、第 11 b 条第 5 項第 2 号、第 12 条第 2 項、第 13 条第 2 項若しくは第 3 項、第 13 a 条、第 14 条第 2 項、第 16 条第 5 項第 1 文又は第 16 c 条。
- 4 第 3 条による禁止に違背すること。
- 5 第 4 条第 1 項に違反して、脊椎動物を殺害すること。
- 6 第 4 a 条第 1 項に違反して、温血動物を屠殺すること。

- 7 第5条第1項第1文に違反して、麻酔なし侵襲を行い、又は獣医の立会いなしに第5条第1項第2文に違反して、麻酔をかけること。
- 8 第6条第1項第1文による禁止に違背し、又は第6条第1項第3文に違反して、侵襲を行うこと。
- 9 第9条第3項第1文と関連する第6条第1項第4文に違反して、第9条第1項第1文若しくは第3文又は第2項第4号若しくは第8号の規定を遵守することに配慮しないこと。
- 9a 第6条第1項第5文、第6文、第7文又は第8文に違反して、侵襲について届けを出さず、正確に届けを出さず、完全に届けを出さず又は適時に届けを出さないこと。
- 10 第6条第2項に違反して、弾力性のある輪を使うこと。
- 11 第7条第4項又は第5項第1文に違反して、動物実験を行うこと。
- 12 第8条第1項により必要な認可なしに、脊椎動物に対する実験を行うこと。
- 13 第8条第4項第2文に違反して、変更を届け出ず、又は適時の届出をしないこと。
- 14 第8a条第1項、第2項又は第4項に違反して、計画又は変更の届けを出さず、正確な届けを出さず、完全な届けを出さず又は適時の届けを出さないこと。
- 15 第8a条第3項第2文に違反して、実験計画の数又は使用する動物の種若しくは数の届けを出さず、正確な届けを出さず、又は適時の届けを出さないこと。
- 16 第8条b第1項第1文に違反して、また、第4条第3項との関連においても、動物保護受託者を任命しないこと。
- 17 第9条第3項第1文に違反して、第9条第1項若しくは第2項の規定の遵守に配慮せず、又は第9条第3項第2文に違反して執行可能な負担の履行に配慮しないこと。
- 18 第9a条に違反して、記録を作成せず、正確に作成せず、完全な記録を作成せず、署名せず、保管せず、又は提示しないこと。
- 19 第10条第3項に違反して、第10条第1項又は第2項の規定の遵守に配慮しないこと
- 20 第11条第1項第1文により要求される許可なく活動し、又は当該許可に伴う執行可能な負担に違背すること。
- 20a 第11条第5項に違反して、取引に関わる者がその専門的知識の証明書を提示したことを確認しないこと。

21 第11 a 条第 1 項第 1 文に違反して、記録を作成せず、正確に作成せず、完全な記録を作成せず若しくは記録を保管せず、又は第11 a 条第 2 項に違反して、動物に標識をつけず、定められている方法で標識をつけず、若しくは適時に標識づけをしないこと。

21 a 第11 a 条第 4 項第 1 文による認可を受けないで脊椎動物を輸入すること。

22 第11 b 条第 1 項または第 2 項に違反して、脊椎動物を飼育し、又は生物工学上若しくは遺伝子工学上の措置によって変性させること。

23 第11 c 条に違反して、脊椎動物を満16歳以下の児童又は少年に譲渡すること。

24 (削除)

25 第13 条第 1 項第 1 文に違反して、装置又は物質を使用すること。

25 a 第16条第 1 a 項第 1 文に違反して、届出をせず、正確に届出をせず、完全に届出をせず、又は適時に届出をしないこと。

26 第16条第 2 項に違反して、情報を提供せず、正確に提供せず若しくは完全な情報を提供しないこと、又は第16条第 3 項第 2 文による、また、第16条第 5 項第 2 文第 3 号による法規命令との関連においても、受忍義務若しくは協力義務に違背すること。

27 (削除)

(2) 第 1 項第 1 号の場合を除き、合理的な理由なく動物に対して著しい痛み、苦痛又は傷害を与えた者も、秩序違反として行為したものとする。

(3) 秩序違反行為は、第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 a 号、第 4 号から第 9 号、第11号、第12号、第17号、第20号、第22号、第25号及び第27号並びに第 2 項の場合においては、2 万 5 千ユーロ以下の過料に処し、第 1 項のその他の場合においては、5 千ユーロ以下の過料に処する。

第19条〔没収〕

第17条による刑罰行為又は第18条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号に係る動物、並びに秩序違反行為が第 2 a 条、第 5 条第 4 項、第11 b 条第 5 項第 2 号又は第12条第 2 項第 4 号若しくは第 5 号による法規命令に係る限りで、第18条第 4 号、第 8 号、第 9 号、第12号、第17号、第19号、第21 a 号、第22号、第23号、第24号若しくは第27号に係る動物は、没収することができる。

第20条〔動物保有の禁止、刑罰行為〕

(1) 第17条による違法行為により有罪判決を受けた者、又は責任無能力が立

証されたこと若しくは責任無能力が排除されなかったことのみを理由として有罪判決を受けなかった者に対して、裁判所は、その者がさらに第17条による違法行為を行うであろう危険が存在する場合には、あらゆる種類又は特定の種類の動物の保有並びに取引若しくはその他の職業上の動物との関わりを、1年以上5年以下の期間又は永久に禁止することができる。

(2) 禁止は、判決の確定と同時に効力を生じる。この禁止期間には、行為者が施設に収容されていた期間は、算入されない。禁止命令の後、行為者が第17条による違法行為を犯す危険はもはや存在しないと推測する根拠が明らかになった場合において、禁止期間が少なくとも6ヶ月間継続しているときは、裁判所は当該禁止を取り消すことができる。

(3) 第1項による禁止に違背する者は、1年以下の自由刑又は罰金に処する。

第20a条〔仮の動物保有禁止〕

(1) 第20条による禁止が命じられるであろうと推測される極めて強力な根拠が存在する場合には、裁判官は、被疑者に対し、決定により、あらゆる種類又は特定の種類の動物の保有並びに取引又はその他の職業上の動物との関わりを仮に禁止することができる。

(2) 前項による仮の禁止は、その根拠が存在しなくなったとき、又は裁判所が判決で第20条による禁止を命じなかったときは、取り消されなければならない。

(3) 第1項による禁止に違背した者は、1年以下の自由刑又は罰金に処する。

第13章 経過規定及び最終規定

第21条〔動物実験の際の移行規定〕

第11条第1項第1文による許可は、1998年5月31日において次の一に該当する者に対して仮に与えられたものとみなす。

1 脊椎動物を

a 第9条第2項第7号に基づき、第6条第1項第2文第4号、第10条第1項又は第10a条に挙げた目的のために飼育又は保有する者。又は、

b 第4条第3項に基づきこれ挙げられた目的のために飼育し又は保有する者。

2 動物園又は動物が保有され、展示に供せられる施設において動物を保有する者。

3 第三者のために犬を警護の目的で訓練し又はこのための施設を運営する者。

4 農業上有益動物である脊椎動物を取引する者。

5 動物を展示の目的で提供する者。又は、

6 脊椎動物を有害なものとして駆除する者。

仮の許可は、以下の場合に失効する。

1 1999年5月1日までに最終的な許可の授与が申請されない場合。

2 適時の申請の場合において、申請に関する決定が取り消しえない効力を持った時。

第21 a 条〔ヨーロッパ共同体法の命令への授権〕

この法律に基づく法規命令は、動物保護の領域におけるヨーロッパ共同体の法的行為を施行するためにも発することができる。

第21 b 条〔失効〕

連邦省は、遅滞するときに危険がある場合、又は、ヨーロッパ共同体の法的行為の実行にとってその遅滞のない施行が必要な場合には、連邦参議院の同意を得ないで、法規命令を発することができる。この法規命令は、その施行後遅くとも6カ月で効力を失う。その効力の延長は、連邦参議院の同意を得た場合にのみ可能である。

第22条〔施行〕

この動物保護法の新たな条文は、1998年6月1日より効力を生じる。

* 動物保護法の原文は、連邦消費者保護・食糧・農業省のホームページにより提供されているものを利用した。なお、本翻訳に当たっても参考にした、1993年2月17日公示の正文における動物保護法の翻訳としては、渋谷敏「動物保護法」外国の立法34巻1・2号208頁以下(1995年)がある。

(浦川道太郎)